

政策（基本方針）Ⅳ：みんな元気で笑顔あふれるまちづくり

23

施策名

人権が尊重される社会づくり

目的と施策の方針

対象

◆市民、市外からの通勤、通学者

意図

◆人権が尊重されている

成果指標							単位
A：過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合〔市民アンケート〕							%
成果指標	平成21年度 現状値	数値区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	13.4%	成り行き値	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%
		目標値	13.2%	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%

◆成果指標の目標設定とその根拠

A：過去1年間で「人権侵害を受けたと思っている人の割合」について、成り行き値は、過去4年間の実績を踏まえて、過去4年間の平均値である13.4%で推移すると考え、平成27年度で13.4%と設定しました。

第1期に引き続き、研修、学習会等による人権啓発活動の推進、「人権教育推進協議会」各加入団体による啓発の推進、人権相談体制の充実により、人権問題への理解が深まると考え、目標値を平成27年度で12.8%と設定しました。

◆施策の現状と今後の状況変化

- 平成20年4月に人権教育・啓発基本計画が策定されました。今後、計画に基づく研修会や学習会等を通して、人権問題に対する認識が深まっていくと考えられます。
- 平成20年11月に実施された「ハンセン病市民意識調査結果」では、恵楓園の認識度が低いとの報告がなされています。
- ハンセン病問題基本法が平成20年6月に成立しました。
- 平成21年10月、恵楓園将来構想検討委員会で将来構想を策定しました。
- 他地域からの転入により人口が増える中で、人権に関する意識も多様になってくると考えられます。
- インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増えていますが、今後も増加すると考えられます。

◆施策の課題

- 研修会、学習会等を通じた市民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。
- 関係団体との連携促進と、人権教育・啓発の推進。
- 人権教育・啓発基本計画に基づいた、一つひとつの課題を今後も啓発等を通して認識を深めていきます。
- 恵楓園の将来構想に基づく市民への学習機会の提供を図ります。

◆施策の方針

生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進を図るため、次の方針を設定します。

①人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する意識を高揚し、人権問題(同和問題、ハンセン病問題、男女差別、児童・高齢者・障害者虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)など)の解消を引き続き図ります。

②すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)住民(事業所、地域、団体)の役割

- ①市民は、人権について理解を深め、人権を尊重します。近隣住民とのコミュニケーションを図ります。
- ②事業所は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について理解を深めるための学習機会を設けます。
- ③事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを整備します。
- ④地域・団体は、人権意識を高めるために、継続的な人権学習に取り組みます。
- ⑤事業所、地域、団体は、女性の役職登用を進めます。
- ⑥事業所は、男女が共に働きやすい職場づくりに努めます。
- ⑦市民、地域、団体は、男だから、女だからという旧来からの固定的な意識や考えを見直します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- ①国、県、市は、市民への啓発を進めます。
- ②市は、社会教育、学校教育での人権学習機会、交流機会を提供します。
- ③国、県、市は、人権相談の充実を図ります。
- ④市は、人権学習を行なう地域・団体への活動を支援します。
- ⑤市は、児童相談所、警察、民生委員、学校その他関係機関との連携による虐待防止対策にさらに取り組みます。



施策の展開（基本事業）

74 基本事業名：人権尊重についての理解の促進

対象

◆市民、事業所、市外からの
通勤通学者

意図

◆人権を正しく理解できるようになる

成果指標		単位
A：研修、学習会等へ参加したことがある人の割合〔市民アンケート〕		%

成果指標	平成21年度 現状値	数値区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	20.8%	成り行き値	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%
		目標値	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%

◆成果指標の目標設定とその根拠

A：研修、学習会等へ参加したことがある人の割合の成り行き値については、平成21年度の市民意識調査の実績値の20.8%で今後も推移すると考え設定しました。

目標値については、人権問題講演会や研修会などの開催、生涯学習における各種講座等を活用した啓発、出前人権講座への取り組み等により参加機会を増やし、合わせて学習内容の充実を図ること、平成27年度の目標値を25.0%に設定しました。

施策の展開（基本事業）

75 基本事業名：人権教育啓発活動実践の推進

対象

◆市民、事業所、市外からの
通勤・通学者

意図

◆人権を尊重する活動に取り組む
ようになる

成果指標		単位
A：過去1年間で人権教育啓発活動に取り組んだ人の割合〔市民アンケート〕		%

成果指標	平成21年度 現状値	数値区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	20.2%	成り行き値	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%
		目標値	21.0%	21.5%	22.0%	22.5%	23.0%

◆成果指標の目標設定とその根拠

A：「過去1年間で人権教育啓発活動に取り組んだ人の割合」については、市民意識調査により年3回以上、研修会、学習会等へ参加した人を、いろいろな会合などで人権についての発言や意見を述べる知識が身につけていると捉え、人権教育啓発活動に取り組んでいる人とみなしました。学習機会の提供について、時代に応じた取り組みを考えて実施予定ですが、成り行き値は平成21年度の市民意識調査により年3回以上、研修会、学習会等へ参加した人の割合を20.2%で推移するとして設定しました。

身近な人権問題を取り入れた事業を実施することで、市民の人権問題の講演会、研修会、学習会等への参加を促進し、啓発するようになることを考え、目標値を平成27年度で23.0%と設定しました。

施策の展開（基本事業）

76 基本事業名：人権相談体制の充実

対象 ◆市民、事業所、市外からの
通勤・通学者

意図 ◆見守られ、悩み等を解消できる

成果指標							単位
A：人権相談日数							日
成果指標	平成21年度 現状値	数値区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	34日	成り行き値	34日	34日	34日	34日	34日
		目標値	34日	37日	40日	40日	40日

◆成果指標の目標設定とその根拠

A：第2期基本計画では、人権相談体制の充実の観点から人権相談の日数を成果指標としました。
 人権相談体制の充実については、現在年34日の相談日を設けて実施しています。成り行き値は、今後も年34日の相談で推移すると設定しました。
 目標値は、今後、相談件数は、パワーハラスメント（権力的いやがらせ）、プライバシーの侵害などの相談が増加すると考えられますので人権相談の充実を図るために相談日を現在より増加させることにより、平成27年度の相談日を40日として設定しました。

施策の展開（基本事業）

77 基本事業名：男女共同参画社会に対する理解の促進

対象 ◆市民、事業所、市外からの
通勤・通学者

意図 ◆男女共同参画について正しく
理解するようになる

成果指標							単位
A：男女共同参画社会が推進されてきたと思う市民の割合〔市民アンケート〕							%
成果指標	平成21年度 現状値	数値区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	40.6%	成り行き値	40.6%	40.6%	40.6%	40.6%	40.6%
		目標値	42.5%	44.0%	47.0%	49.0%	51.0%

◆成果指標の目標設定とその根拠

A：「男女共同参画社会が推進されてきたと思う市民の割合」について、アンケートをとり始めた平成19年度の49.8%から40.6%に実績が下がってきているという状況にあります。雇用状況や経済状況が厳しい環境にあることなどが原因と考えられます。今までの啓発活動を踏まえて、男女共同参画の意味を理解する市民が増え、置かれている現況が分かったことで、まだそういう環境にないと判断する市民が増えたことが原因とも推察されます。

成り行き値については、今後も経済状況や雇用状況が変わらないことを前提としても、男女共同参画社会に対する理解が進むと考え、成り行き値については、平成21年度の実績値である40.6%で推移するとして平成27年度まで40.6%と設定しました。

目標値については、女性センターの設置や、第2期の「男女共同参画行動推進計画」を平成24年度に策定し、さらに取り組みを進めることで、平成27年度目標値を、第1期基本計画で設定した51.0%としました。

施策の展開（基本事業）

78 基本事業名：男女共同参画推進活動の実践

対象 ◆市民、事業所、市外からの
通勤・通学者

意図 ◆男女共同参画にむけて取り組む
ようになる

成果指標	単 位
A：委員会、審議会への女性の登用率（行政・学校）	%
B：区（自治会）代表における女性比率	%

成果指標	平成21年度 現状値	数値区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A	17.3%	成り行き値	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		目 標 値	22.0%	30.0%	33.0%	37.0%	40.0%
B	8.7%	成り行き値	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%
		目 標 値	8.7%	8.7%	10.0%	10.0%	10.0%

◆成果指標の目標設定とその根拠

- A：内閣府や熊本県男女共同参画推進課が実施する自治体の調査結果を踏まえ、目標値を40.0%と設定しました。
- B：区（自治会）代表における女性比率については、区への働きかけを強力に推進することで、平成22年度の目標値を10.0%としました。

